

総合評価落札方式における評価方法の変更について

1 見直しの背景及び対象

本市総合評価落札方式における次に掲げる評価項目においては、これまで、税込みの契約金額により評価していましたが、消費税等の率の改定があった場合、評価対象の工事について、改定前後の率が混在することとなることから、この不均衡を是正するため、税抜きの契約金額で評価することとします。

(1) 評価の視点「企業の施工能力」中「過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績」

実施要領別表の評価項目番号5

(2) 評価の視点「配置予定技術者」中「過去5年度間及び今年度完成の同業種工事の主任(監理)技術者としての施工実績」 **実施要領別表の評価項目番号10**

2 評価に当たっての適用税率

税抜きの契約金額での評価に当たっての適用税率は次の表によることとします。このうち太線で囲まれた範囲内の契約については、次期消費税率改定までの間、次の区分によることとします。

(1) 当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにすることができる書類が提出された場合 当該書類による税抜きの契約金額

(2) (1)の書類の提出がない場合 コリンズ登録された税込みの契約金額に108分の100を乗じて得た金額(1円未満の端数金額は四捨五入)

しゅん工登録日 工期の始期	～H26. 3. 31	H26. 4. 1～
～H25. 9. 30	5%	基本的には5%(H25. 10. 1以後の増額変更分は8%が適用)
H25. 10. 1～H26. 3. 31	5%	8%(H26. 3. 31以前に引渡しを受け、同日後コリンズ登録したときは5%)
H26. 4. 1～		8%

備考 「しゅん工登録日」及び「工期」は、いずれもコリンズ登録されたものとします。

3 施行時期

平成26年6月30日以降公表分から適用